

令和三年政令第百七十一号

新技術等効果評価委員会令

内閣は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の二第三号及び第十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第十四条の二第三号の政令で定める事項）

第一条 産業競争力強化法第十四条の二第三号の政令で定める事項は、同条第一号及び第二号に掲げる評価を行うために必要な調査（情報及び資料の分析を含む。）とする。

（組織）

第二条 新技術等効果評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員十五人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第三条 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。